

令和4年第1回本巢市議会定例会議事日程（第2号）

令和4年3月1日（火曜日）午前9時 開議

- 日程第1 議案第9号 本巢市分譲宅地の譲渡に関する条例について
- 日程第2 議案第10号 本巢市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第11号 本巢市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第12号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第13号 本巢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第14号 本巢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第15号 本巢市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第16号 本巢市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第17号 根尾西辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第10 議案第18号 市道路線の廃止及び認定について
- 日程第11 議案第20号 令和3年度本巢市一般会計補正予算（第14号）について
- 日程第12 議案第21号 令和3年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第13 議案第22号 令和3年度本巢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第23号 令和3年度本巢市企業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第24号 令和4年度本巢市一般会計予算について
- 日程第16 議案第25号 令和4年度本巢市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第17 議案第26号 令和4年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第18 議案第27号 令和4年度本巢市企業用地造成事業特別会計予算について
- 日程第19 議案第28号 令和4年度本巢市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第20 議案第29号 令和4年度本巢市水道事業会計予算について
- 日程第21 議案第30号 令和4年度本巢市下水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	高橋知子	2番	瀬川照司
3番	飯尾龍也	4番	片岡孝一
5番	高橋時男	6番	高橋勇樹
7番	今枝和子	8番	高田浩視

9番 河村志信
11番 鏑本規之
13番 臼井悦子
16番 大西徳三郎

10番 堀部好秀
12番 黒田芳弘
14番 道下和茂

欠席議員（1名）

15番 上谷政明

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原 勉	副市長	大野 一彦
教育長	川治 秀輝	総務部長	久富 和浩
企画部長	洞口 博行	市民環境部長	村澤 勲
健康福祉部長	高橋 誠	産業建設部長	原 誠
林政部長	饗場 昌彦	上下水道部長	翠 直樹
教育委員会 事務局長	青山 英治	会計管理者	谷口 博文

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	内藤 睦雄	議会書記	大久保 守康
議会書記	山本 憲	議会書記	松井 俊英

開議の宣告

○議長（黒田芳弘君）

議席番号15番 上谷政明君より欠席届が提出されておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 議案第9号（質疑・委員会付託）

○議長（黒田芳弘君）

日程第1、議案第9号 本巣市分譲宅地の譲渡に関する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

10番 堀部好秀君。

○10番（堀部好秀君）

根尾地域の分譲宅地の譲渡に関する条例について、1つお聞きをしたいと思います。

今回分譲につきまして新しく条例を制定されるということで、新しい条例では定住要件がなしになっております。しかし、目的を見ると定住促進及び交流人口の増加ということが記載してあります。これ目的と条項が違っている、合致しないんじゃないかなと思うんですけど、その辺ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質疑についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原部長。

○産業建設部長（原 誠君）

今回の改正につきましては、28年に譲渡の促進を図るため貸付けによる無償譲渡ということで進めてまいりましたが、そういった譲渡も進まなかったということでございますので、今回根尾地域の定住促進ということで、現在根尾の分譲地を買われた方がおられますけれども、そういった方々が今後根尾地域に定住するために家の拡張とか、お子さんが増えた場合に、その隣接の宅地を取得できるようにというようなことで、定住促進ということで拡大をして促進をするということで新たに制定させていただきましたのでよろしくお願いたします。

[挙手する者あり]

○議長（黒田芳弘君）

堀部好秀君。

○10番（堀部好秀君）

定住促進ということは、今の定住者の便を図るということじゃなしに、定住を促進していく、促して進めていくということと私は捉えますが、そういう執行部の解釈で文言はよろしいんですかね。定住促進は抜かれたほうがいいと思うんですけど、問題ないというふうにお考えですか。

○議長（黒田芳弘君）

原部長。

○産業建設部長（原 誠君）

このほかにも、先ほど申しましたように根尾の水鳥、購入された方、もしくはまた新たに新規でこういった無償譲渡を受けたいという方もおられますので、定住促進には何ら問題がないというふうに考えております。以上です。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第9号については、産業建設委員会に付託をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第9号は産業建設委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第2 議案第10号（質疑・委員会付託）

○議長（黒田芳弘君）

日程第2、議案第10号 本巣市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第10号については、総務企画委員会に付託をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第10号は総務企画委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第3 議案第11号（質疑・委員会付託）

○議長（黒田芳弘君）

日程第3、議案第11号 本巢市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

14番 道下和茂君。

○14番（道下和茂君）

今回は消防庁の通達により条例改正をするものと思いますが、当然団員の士気向上や活動に、また家族の理解を得るということで、団員確保につなげるため、こうした改正が行われるということは大変意義あるものかと思いますが、この災害時に1日当たり8,000円を標準とすると。災害以外の出動については各市町において出動の対応や業務の負荷、活動時間など勘案して標準額と均衡の取れた額とするというふうに通達されておるとは思いますが、お聞きをしたいと思います。

災害出動時間4時間以上と4時間未満に区別されておるわけですが、出動時間が4時間未満で終了したとしても、一旦出動すれば中途半端な時間で平時の勤務に戻るのは会社により難しいことや、また会社の就業規則などで生活給の一部が支給されない場合もあり得ると考えるわけでございますけど、そういうことを考えますと1日を1回として4時間以上、4時間未満の区分をどうして設けられたのか、まず1点目聞きたいと思います。

こうした消防庁の通達では災害時に8,000円を支給するよというのは、これを標準として、あとの出動についてはそれぞれの自治体の裁量により決めるものではないかと思いますが、4時間未満と以上を区分した理由と、同様に警戒とありますが、災害時の警戒は災害出動となるのか。例えば警報が発令され、各分団に出動し、災害に備え警戒待機する場合はどの区分になるのか。これも同一解釈であるのか。また、捜索で水難事故とか山岳事故、こうした場合、この訓練は前の条項には遭難という条項がありましたけど、今度は訓練だけになっておるんですが、訓練の1日当たり2,500円ですか、1回。訓練のところに入っていくのか、捜索が。そうであるんなら水難事故とか山岳事故、遭難、これは非常にハードな肉体を酷使する現場でございますので、こうしたものは一度考える必要があるのではないかと私は思いますが、その点をお聞きします。

こうした活動について、消防団報酬は交付税算入額と同額が私は支払われるべきであると考えますが、本市では一部を消防団の資機材費用に充てられているのか、資機材費用に充てられているのなら報酬部分の交付税算入額は報酬に充てるべきではないかなというふうに考えますが、その点お聞きします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質疑についての答弁を久富総務部長に求めます。

久富部長。

○総務部長（久富和浩君）

それでは、日額の8,000円と4時間未満の4,000円につきましてですが、基本的には消防団員の報

酬ということですので、実際のお仕事の報酬の代わりにお支払いするというわけではなくて、消防団員と出動していただいた場合の報酬の額ということですので、例えば4時間以上8,000円と決めさせていただきまして、4時間未満と決めさせていただいたのは、例えばぼやとか誤報という出動もありますので、そういう場合に8,000円が妥当かというところとか、非常に短時間となりますので、その辺りは4,000円とさせていただきたいということでございます。

それから、先ほどの山岳救助とか搜索でございますが、これは出動報酬の8,000円のところに該当するものでございます。

それから、あと訓練ですね。先ほどの訓練につきましては3,500円と2,500円ということで段階を定めさせていただいておりますが、3,500円の訓練につきましては消防団が全体で行う訓練とか行事等につきましては3,500円、また分団単位の訓練等につきましては2,500円ということで設定をさせていただきたいと考えております。

あと、交付税算入の報酬の部分というのが消防団員の報酬に当たっているかどうかということによろしいですか。

[挙手する者あり]

○議長（黒田芳弘君）

道下和茂君。

○14番（道下和茂君）

報酬を少し低めにして、例えば消防団員のヘルメットを買うとか靴を買うとかという、そうした機材に充てられているのなら、それはやめて報酬に回すべきではないかということです。

○議長（黒田芳弘君）

久富部長。

○総務部長（久富和浩君）

交付税算入というのは、基本的には交付税をいただく一般財源化してしまいますので、その辺りの消防団員の報酬として幾ら来ているのかというのは細かく算定ができないものでございますので、基本的な出動日数とかというのが交付税算定上実際に支払っている額よりも多分過小であるのではないかと考えておりますので、そういう資機材には当たってはいないと考えております。

[挙手する者あり]

○議長（黒田芳弘君）

6番 高橋勇樹君。

○6番（高橋勇樹君）

私からは、その他必要とする訓練の場合1日につき2,500円というところでちょっと御質問させていただきたいんですが、昨今行政のほうから消防団員のほうに団員一人一人の質を高めるという意味で研修に行ってくださいというようにということで、指導員科や機関員科といった各務原の消防学校まで行って、丸一日、2日、3日かけて行う研修もありますが、そういったときの費用弁償に関しましては、これ非常に必要なところかなというふうに私は考えておまして、どこに該当するのか

ということをちょっと、この2,500円のところなのかなというふうに自分では思っておったんですけど、そのところをちょっとお伺いします。

○議長（黒田芳弘君）

久富総務部長。

○総務部長（久富和浩君）

団員さんが研修に行ってくださいということでございますので、消防団として研修に送り出しているということですので、3,500円に該当するということになります。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

1番 高橋知子君。

○1番（高橋知子君）

訓練の回数についてなんですが、私の夫もかつて消防団に入っていたことがあるんですけども、たまたま優勝を毎年目指すような団に入っていて、当時高校生の部活並みに訓練があり、本当に大変だったなという印象が多いんですが、片やそうではない団は、私の同級生なんかはそちらの団に入っていたんですけども、そこまでえらくはないというようなお話も聞いたことがあるのですが、団によって訓練の回数などに違いはあるんですか。また、回数に規定などはあるんでしょうか。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質疑でございますが、消防団についての内容なんで、ちょっとこちらの行政で答えることについてはできないというふうに判断をいたしますが、そういうふうでよろしいですか。

〔挙手する者あり〕

1番 高橋知子君。

○1番（高橋知子君）

訓練の場合、1日につき3,500円というふう書いてあるので、何日でもやった分だけ市から報酬が出るのかというようなことをお聞きしたかったんですが、いかがでしょうか。

○議長（黒田芳弘君）

久富総務部長。

○総務部長（久富和浩君）

3,500円の部分の報酬につきましては、先ほども申しましたように団としての行事ですので、あらかじめ定期的に訓練をされたり、そういう行事に出れば3,500円。それから、先ほど申しました、例えばこの分団が県大会へ出ていくと。そのための訓練であれば2,500円に該当すると思います。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第11号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第11号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

日程第4 議案第12号（質疑・委員会付託）

○議長（黒田芳弘君）

日程第4、議案第12号 本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第12号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第12号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

日程第5 議案第13号（質疑・委員会付託）

○議長（黒田芳弘君）

日程第5、議案第13号 本巣市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第13号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第13号は総務企画委員会に付託することに決定いたしました。

日程第6 議案第14号（質疑・委員会付託）

○議長（黒田芳弘君）

日程第6、議案第14号 本巣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第14号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第14号は総務企画委員会に付託することに決定いたしました。

日程第7 議案第15号（質疑・委員会付託）

○議長（黒田芳弘君）

日程第7、議案第15号 本巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第15号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第15号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第8 議案第16号（質疑・委員会付託）

○議長（黒田芳弘君）

日程第8、議案第16号 本巣市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 堀部好秀君。

○10番（堀部好秀君）

1つお聞きをしたいと思います。

4月1日からの施行ということで、料金については教育委員会で別に定めるということになっておりますけど、もし料金が決まっていれば教えていただきたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質疑についての答弁を青山教育委員会事務局長に求めます。

青山局長。

○教育委員会事務局長（青山英治君）

料金の想定でございますが、今の電気代と、それから施設の減価償却費を基に算出をしまして、1時間当たりの金額を算定しております。おおむね2,000円を予定しております。これは近隣市町とほぼ同様の額ということで認識をしております。

[挙手する者あり]

○議長（黒田芳弘君）

10番 堀部好秀君。

○10番（堀部好秀君）

ありがとうございます。

昨年の第3回のときに説明を受けたときには、冷房に関してですけど、年間5か月、1か月22日で1日10時間で1,100万を見てあったんで、これ時間数で割ると1時間1,000円になるかなと思って、減価償却費として1,000円見てあるということですよ。他市町の例と言われましたけど、ちょっと他市町も調べたんですけど、岐阜市が2,340円、瑞浪市が1,000円、あと大野町とか美濃加茂市とかあったんですけど、2,000円はちょっと高いなということも思うし、あと聞きたいのは去年の第3回の説明では冷房だけやったんです、説明。今回冷暖房と書いてあるんで暖房も想定されているのかということと、団体と目的によっては減免もされるのか、それを併せてお聞きしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

青山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（青山英治君）

まず、金額が高いか安いかわかるところでございますが、近隣市町でいきますと、岐阜市が2,340円、山県市が2,200円、北方町は2,000円ということでございますので、決して高いという額ではないというふうに認識をいたしております。

それから、冷房だけかというところでございますけれども、冷暖房というところで冬の暖房についても同様に経費がかかるということで、同様の御負担をいただくということとさせていただきます。

それから、減免については設備の減免というのは基本的にはありませんが、特別に市の行事等々につきましては使用するというようなことを考えておりますし、そのほか一つ一つ事案によって検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第16号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第16号は文教福祉委員会に付託することに決定いたしました。

日程第9 議案第17号（質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第9、議案第17号 根尾西辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第17号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第17号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第17号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第17号 根尾西辺地に係る総合整備計画の変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10 議案第18号（質疑・委員会付託）

○議長（黒田芳弘君）

日程第10、議案第18号 市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

14番 道下和茂君。

○14番（道下和茂君）

議案第18号につきまして、4点ほど質疑をさせていただきます。

市道根尾0510、0520号線の橋梁が調査の結果、レベル3の結果を受けて、安全性が保てないことから橋梁の廃止に伴い市道を廃止しようとする説明がございました。

そこでお伺いします。私は先日、予定の市道を確認のため現地確認を行った結果、疑問点が4点ほどありますのでよろしくお願いします。

1点目は、市道0510号線は今回廃止される橋梁は既に取り壊されており、橋梁部分の道路構成も変わっておるように思われます。そして、河川を渡るために新たにU型の大型プレキャストコンクリート製の構造物が設けられております。市道の橋梁が取り壊され、こうした構造物がなぜ設けられたのか御説明を願います。

また、構造物が設けられた箇所は河川内であり国の所管、また砂防指定地であり県の所管課となります。橋梁は当然市の財産でございますが、橋梁の取壊しも含め、河川内、砂防指定地内の行為であり、許可可を市はどのように対応してきたのかお聞きをいたします。これが2点目。

3点目に、これから夏場にかけて豪雨の時期となります。現地に新たに設けられております構造物は、河川管理上の制約条件を満たしておるのか。また、洪水時の流木などで2次災害の危険性はないのかお聞きをいたします。

4点目に、0520号線については、橋梁を撤去するのか、現況で放置するのか。現況で放置するとなれば、管理は誰が行うのかお聞きをいたします。

以上4点よろしくお願いします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの4点の質疑につきまして、原産業建設部長に答弁を求めます。

原部長。

○産業建設部長（原 誠君）

今回の撤去に至る経過につきましては、私が管轄する産業建設部では把握してございませんので、総務産業課のほうで行われたということをお聞きしておりますので、それについてはちょっと私のほうからの答弁は控えさせていただきます。現在の2つ目の仮設のことにつきまして、ここにつきましては県が、底地につきましては東海財務局の管理でございます。砂防指定地に指定されていることがございましたので、市から岐阜県へ、ここにつきましてこういった仮設がかかっているというようなことで市のほうから県のほうへお伝えをさせていただいておるということで、県から指導があるということでございます。この橋が構造的にどうかということにつきましても、私どもが判断することではございませんので、県のほうから判断があるということで理解をしておるとこ

ろでございます。

次に、520号線の判定4につきましては、現在通行止めをしておりますので、ここにつきましては市のほうで撤去を行い、廃止のほうを進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（黒田芳弘君）

1点目の質疑についての答弁を副市長に求めます。

○副市長（大野一彦君）

今回510号線の橋の撤去をされたことについて、経緯を御報告させていただきます。

土地の所有者が底地の土地、現在個人の名義になっておる土地でございますけれども、土地の所有者において車の乗り入れが必要だということで、暫定的に仮設橋を撤去されたということが、昨年でございますけれども判明いたしまして、その後、現地において土地の所有者等から事情をお聞きする中で、現在その土地の所有者と調整を行っておると。その間、先ほど御質問で産業建設部長がお答えをさせていただいたような砂防指定地というようなこともあり、県からの指示等も踏まえて、今後その土地の所有者とどういうふうな対応をしていくのかということで、現在調整をしているというところでございます。いずれにいたしましても、土地の所有者は暫定的に仮設橋を設置されたというふうに現在お聞きをしている状況でございます。

[挙手する者あり]

○議長（黒田芳弘君）

道下和茂君。

○14番（道下和茂君）

ただいまいろいろ説明がございましたが、分かったような分からんような答弁でございます。

当然県の所管でありますので、当然県また国の所管、これは報告をし、指導を仰ぐことになろうかと思いますが、これは私が見た時点では3年か2年設置からたっているような形跡なんですね。それまで、先ほど根尾の総務産業課の管理だから知りませんよというのが私はおかしいと思う。じゃなぜ今回の市道の廃止の部分が根尾の総務産業課から上がってこなかった、産業建設部から上がってきておる。当然市道であるなら産業建設部の所管で私はあるべきであり、総務産業課の所管だから私は知りませんよということは、いささか議員をばかにした言葉ではないかなと私は思います。よって、時間がございませんので、産業建設委員長にお願いをしておきます。この問題につきましては委員会でも十分御協議をお願いして、私は終わらせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

要望でいいですね、要望ということで。

○14番（道下和茂君）

はい。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

11番 鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君）

今、道下議員から質問があって、それで副市長が答弁をされた中において、少し理解し難い答弁ですので、改めてお伺いをいたします。

これは市道として認定をされて、そしてその橋、何にしてもなしにしますよという中において。土地の所有者がいるという。所有者がいるということは、そこに市道を建てるにしても県道であれ国道であれ、何らかの形で契約がなされているかと思うわけであります。その契約がきちんとなされていれば、地権者の独断によってその橋、仮にどんなものであれ勝手に取り壊すというのは、国の財産であり県の財産であり市の財産だというふうに思うわけであります。それが1年も2年も前に取り壊されていて、そのことが何ら報告もされない、また放置されているということについては一つ問題があるんじゃないかなというふうに感ずるわけであります。その橋にしても何にしても、今回議案に出てくるということは、何らかの形で市の財産であろうと思うわけであります。そういうことを鑑みたときに、どう見ても今の副市長の答弁は理解し難い答弁でありますので、改めてお伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質疑についての答弁を副市長に求めます。

○副市長（大野一彦君）

先ほど御答弁申し上げましたように、2年ほど放置したというふうに御理解をいただいているようなんですが、そういうことではございません。昨年の6月のパトロールの時点において、その橋が撤去をされているということが分かりまして、それ以降いろいろ先方とのやり取り、また県とのそういった指導を受けるために調整をしておって、現在は県の対応待ちというような状況でもございます。

そういう中で、今回の仮設橋を設置された、その問題と併せて、今度本来市が認定をしている橋梁が撤去された、そのことはちょっと切り離して考えていかないかん部分なんですが、仮設橋と併せて、本来の市の橋梁が今までの点検業務によってそれが十分強度を果たしているのかどうかということ踏まえて、今回廃止ということで御提案をさせていただいているようなことでございますので、今回その橋が撤去されたから廃止するということではございませんので、その辺はちょっと切り離してお考えをいただければと思いますが、いずれにいたしましても根尾の総務産業課を所管する私といたしましては、そういった事案があったことに対して、現在土地の所有者、また県のそういった指導を受けて、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

[挙手する者あり]

○議長（黒田芳弘君）

11番 鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君）

何遍聞いてもよく理解ができない。

これは産業建設の中の案件であります。当然私も産建のメンバーでありますので、とことんこの問題については審議していく責務があります。その中において、今答弁が産業建設部長ではありません。違うところからの案件という形で今答弁等々があったけれども、産建の一議員としては、今の答弁を聞いても余計おかしくなるわけでありまして。一応市道として、仮の橋であろうが何であろうが市の橋なんです、市道とするなら。それを地権者が勝手に壊した。6月のときにも見に行ったら壊れていましたよと言うなら、それは地権者に対して、どうして壊したんだという正当な理由がない、やむなく自然に壊れてしまったとするなら、それはやむなしとして新たな橋を造る勘考をせないけないうら。一応市道となっておる以上、市民が通る道路だから市道なんです。それを地主だからといって勝手に壊したり市道として認定したりするということではできないと思っているわけなんです。

私も十数年産業建設にいて、市道の廃止にしても市道を認めるにおいても、現地を見に行ったりして議会の了解を得て認定しているわけでありまして。そのものが地主の判断で勝手に壊したり建てたりするなんていうことが許されること自体がおかしいし、その答弁自体がおかしいと思っているわけなんです。だから、改めて聞いているわけ。切り離すという話じゃない。切り離す必要はない。何でかということを知っているの。だから、その契約書等々がもし県にあるとするなら、当然地権者があってその土地を何十年と借りるとするなら、そこに地権者との契約がきちんとなされているわけなんです。それは本巢市にはないかもしれない。私たちが審議する中において、そういうものが存在するのかわか。もし県と契約がしてあるとするなら、県に対してその写し、また契約内容について取り寄せていただくことを切にお願いをしておきます。

それから、何遍聞いても、今ここで全部で2回お聞きしたわけでありましてけれども、今の答弁、どう見ても私の頭では理解ができませんので、産業建設委員会の中においては副市長も参加されますので、その点においてもう少し明確な説明等々をお願いしておきます。これは要望にしておきます。

○議長（黒田芳弘君）

この後、付託されるであろう産業建設委員会のほうで深めていくということによろしいですか。

○11番（鰐本規之君）

はい、そのときやります。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第18号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第18号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第11 議案第20号（質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第11、議案第20号 令和3年度本巣市一般会計補正予算（第14号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

11番 鰐本規之君。

○11番（鰐本規之君）

それでは、議案第20号についてお伺いをいたします。

この補正予算の中の議案について、工事の繰越案件が出ております。そのことについてお伺いをするわけであります。

この繰越案件は、私も議員として十数年やっているわけでありましてけれども、繰越案件の中において工事がなされていて、何らかの理由によって年度内に工事が完了できる見込みがなくなったことについて、繰越しの案件という形で提案されたことは多々あるわけであります。

今回も幾つかの繰越案件が出ております。関係各位にこの案件についてはどうですかとお尋ねしたところ、私の聞いた範疇内では工事を今行っている、また何らかの事情によって工事が途中で終わっている、期間内にできないから繰越しであるというようなお話でありました。その中で1点、こういうことがあってはおかしいのではないかという形で、こういう工事に関わる業者の方から問合せがあり、私も初めて知ったわけであります。

この説明資料の中の7ページにあるんですが、排水路の工事があるわけでありまして。これは仏生寺の案件であります。この仏生寺の案件、何が困るのかなということで、私のところにこういうことがあっては困るという建設業の方と一緒に同行をして、そして現地を見てきました。現地を見てきたところ、入札は行われているけれども、工事が一つも行われていない。その路線の中においてはペンキで少し線が引いてあるだけであります。どうして工事が着工されていないのか、その説明をお願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質疑についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原部長。

○産業建設部長（原 誠君）

今回の繰越しにつきましては、今回発注する区間におきましては現況の道路内にボックスカルバートを埋設し、現況の開水路につきましては埋め戻し、歩行者の通行スペースを確保するよう道路側溝の計画をいたしました。

令和3年3月25日に自治会長に対しまして工事説明を行い、承諾を得ておりましたが、その後自治会長の承諾を得たということで工事を発注し、業者を選定し、それで業者が決まりましたので、12月12日に地元説明会におきまして、その説明会の場におきまして沿線地権者より、既存の開水路を取り壊し道路を拡幅することに対しまして反対意見があったということがありましたので、市としてはそういった反対意見が出たということで、自治会で今後そのことにつきまして協議をしてほしいということを申しまして、自治会内で協議されました結果、既設の水路を残して、現道内にボックスを埋設することについての意見がまとまったということでございました。

こういうことにつきまして、自治会自らがその変更案につきまして隣接地権者などの承諾を取る時間を要してしまいまして、ここにありますように地権者からのこういった調整に不測の時間を要したということで、今回現在取水のできていない期間におきまして工事の完了が見込めなくなったために繰越しが必要になったということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（黒田芳弘君）

鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君）

今の説明ですと、前に工事をします。この工事は5年計画の中の災害という形の緊急的な工事という、非常に地域の人たちにおいてはありがたい予算なわけでありまして。当然5年間の間に完成するということが条件であり、災害ということがそこに組み込まれるということも条件である。いろいろな条件をクリアしていただける国からたくさんの補助金が出されて行われる事業だというふうに聞いております。総工事費としては約3億5,000万ぐらいかかるんじゃないかなというふうにも聞いております。その中の1次工事であります。

当然3億5,000万からの工事になりますと、どういうことをやるのか、こういうことをしたいということは、今の部長さん言われるように地元に対しての説明をまずしていただろうと思うし、今の答弁ではしたということでありまして。そして、地域の人たちの声を聞き、そして思いを聞いた中においてある程度の設計がなされると私は思っております。そして、ある程度の工事の内容、そして目的等々が図面もある程度書けるだろうと。そうした後に改めてまた住民説明会等々をするなり、地域の声を聞いて、ここには私の水路が要るからここにも水路が川に流れるような設計にしてくださいと、ここは作業道が要るから少し小さな橋でもつけてくださいとか等々の要望を聞いて、そしてその後に本格的な工事の設計図というものが出される。そして、住民の方たちの了解の中においてつくられた設計図に基づいて工事をしてくださいという形で入札が行われ、そしてこの工事については期間内にできますよという自信のある業者が入札の中において落札をして今に至っていると思っているわけでありまして。

当然入札の中には条件として何月の何日までに完成という形も組み込まれているだろうと思っております。特に今回の工事においては水路ということでありまして、1年中工事ができるわけはありません。農家の人たちが水を使わないという条件下の中で工事をしなければいけないという

ことになれば、農繁期ということになりますので、10月から3月いっぱいまでの間に工事が完了できるという、また完了することができる業者が入札で落札をしたわけであります。にもかかわらず、今回現地を視察して見てきたところ、くわの一つも入っていない中においてどうして繰越しがなされたのかという説明を今求めたわけでありますけれども、建設部長いわく、地域の人たちからいろんな声を聞いて設計を出したけれども、出した後で地域の人たちから大きな要望があって、それで計画をし直さなければいけないから時間を要したとなるとするならば、最初に設計をする段階において住民の人たちからいろんな御意見を伺って、そしてその意見に基づいて工事を発注しましたということが虚偽の答弁になるかと思えますけれども、改めてどのような説明をされ、そして結果として大きな工事の変更をしなければならなくなったのか、改めてお伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質疑についての答弁を原産業建設部長に求めます。

○産業建設部長（原 誠君）

今回の件につきましては、先ほど申しましたが、まず設計ができました段階で令和3年3月25日に当時の自治会長に対しまして工事説明を行い、今回開水路は埋め戻して現況の市道内にボックスを入れまして、歩行者等のスペースを確保するという計画を説明させていただきまして承諾を得ました。このときに自治会長が4月に地元の総会があるというようなことで、そういった図面等も欲しいということで、そういったものに周知を図りたいということで、市としましてはそういったものもお渡しをさせていただいております。

その後、市としては工事発注する段階におきましても、地元に対して何らそういった反対がないというのはお聞きをして工事発注をして、先ほど申しましたように工事説明会を行って進めてきたということでございます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（黒田芳弘君）

鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君）

どう見ても納得ができない。この案件、なぜ私がくどくど突くかという、私は産業建設に議員になってから1年を除いて全て産業建設委員として議員の務めを果たしているわけであります。ですから、何十何百という案件についてある程度の知識も入っている。その中で私が聞いているわけです。私も議員となって十数年。何の工事もできなくて繰越しにする案件なんていうのは今回初めてであります。だから聞くわけであります。

また、こういう案件がこれからも出されるということになれば、発注された側、要するに落札で落とした企業にとってはその工事が済むまで新たな工事を受注することもできない、また従業員を休ませることにもなる。会社としては莫大なる不利益を被る。だから、こういうことがないようにということで、業者の方から私のところに相談が来たわけであります。だから、あえて聞くわけであります。

今の部長さんの説明だと、住民に説明をして、住民の方から御理解を得て、そしてこの工事ならできるといことで発注をかけたということになります。そのことが正しいとするなら、もう一つの原因はどこにあるかということになるわけでありまして。受けた業者が、業者の都合によって工事ができなくなったということも考えられるわけでありまして。今の部長さんが言われた住民からの反対もないですと、けれども発注を受けた業者、その業者の事情によって工事ができなくなった。だから繰越しをしてくださいということになったのか、どちらかしかないわけでありまして、もう一度聞きます。市の都合によって繰越しをされたのか、業者の都合によって繰越しをされたのか、改めてお伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質疑についての答弁を原産業建設部長に求めます。

○産業建設部長（原 誠君）

先ほども御説明をさせていただきましたが、先ほど説明させていただきましたように、12月12日に地元説明会におきまして市のほうからそういった詳細の工事説明を行った段階におきまして、先ほど申し上げましたように、沿線地権者より現在の既設開水路を取り壊し、道路を拡幅することに対して強い反対意見があつて、なかなかその場が収まらなかったというようなことでございました。

その後、自治会内で協議された結果、私どもの示した案じゃなくて、地元の総意といたしまして、既設の水路を残して現道内にボックスを埋設するというようなことで、こういうことにつきまして地元の再度変更案について隣接地権者から承諾を取りたいというようなことで、そういった地権者の承諾を地元の方が自ら取っていただくことに対しまして時間を要して、工事完了に至らなかったため繰越しをさせていただくということでございますので、よろしくお願ひいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（黒田芳弘君）

11番 鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君）

100回聞いても同じような回答、何の進歩もないし、どう見ても理解ができかねる。この12月12日の時点においては、これは昨年12月12日やと。これ入札はいつ行われたの。入札が行われてから住民説明会を行ったのか否か、改めてお伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

先ほど申しましたとおり、自治会長に説明をいたし了解を得て、その後に工事発注をし、入札をし、業者が決定し、その後12月12日に地元説明会を、そういった詳細の、先ほどの工事等もございまして、そういった業者も入れて説明を行ったということでございます。

○議長（黒田芳弘君）

すみません。先ほどから聞いておりますと、なかなか質疑と答弁がかみ合っていないような気

がいたしております。質問回数が3回までということで、もう4回に達しておりますので、さっきの3回目の質疑の内容を、工事がかかれ原因というのは明確に業者側にあるのか行政側にあるのかという質問をされたと思うんですが、質問に対して答弁のほうを的確にお答え願いたいんですが、回数だけ重なるだけで何も前へ進みませんのでよろしくお願ひしたいと思います。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

先ほど何回も私もお答えさせていただいておりますが、私といたしましては行政側としては責任はないと考えておまして、また逆に業者側に責任があるということも、それについては私のほうからはお答えがしようがないということでよろしくお願ひいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（黒田芳弘君）

道下和茂君。

○14番（道下和茂君）

先ほど鏝本議員から工事が全然やっていないというお話がございましたね。これは多分ボックスですので、現場打ちではないと思うんですね。2次製品で使用するのであれば、私は定かではありませんが、業者は2次製品を製造する工場のほうへ発注をかけて、ボックスは既に出来上がっております。この比率がどのくらいの金額になるか分かりませんが、全然やっていないということはないのではないかと思います、いかがですか。

○議長（黒田芳弘君）

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

今この場で詳細は分かりませんが、当然この期間に工事を発注するということであれば、2次製品をボックスカルバートで、現場打ちじゃないということでございますので、2次製品の発注については業者のほうで進められておると思いますが、ちょっと詳細につきましては今手元に資料がありませんので、お答えは差し控えさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 鏝本規之君。

○11番（鏝本規之君）

議長に言っておきます。この案件は非常に大事な案件であります。答弁をはぐらかさせて明確な答弁がない。その中において5回だ6回だという形で切られてしまつては、まともな審議ができない。ですので、この議場内においては全てのルールは議長の権限の中に置かれております。この問題は、この議会において今原部長が言われたように、入札も行った後で地域の人から大きな要望が出て工事ができなかったということになれば、これは市として事前に地域の方たちの声を聞くこと

なくこれだけの設計をなされたということになれば、行政において市民の声を反映していない工事を計画したということになれば、設計者である人に責任があるかと思います。けれども、答弁者である発注者においては行政に問題はないということになる。ならば、これだけの資料とこれだけの目的とやり方まできちんと書いてあり、1円の単価まできちんと書いてある予算書をもって入札をしたわけであります。請負業者はこれを全て見て、この金額でできる、この日にちの間にできるということで落札をしたわけであります。当然競争相手もいた中において、入札という一つの戦の中で勝ち得た仕事なんです。それができないということになれば、本巢市にはこの仕事を請け負える技量才覚のある、資格のある業者は10件にも満たないわけであります。その中の一業者が声なき声としてこういう問題について会社としてはえらい負担であるということ、そのことを察する同業者から相談が来たわけであります。

今の説明の中において、12月12日に住民説明会を行ったと。そのときには答弁の中において、落札業者が決定をされていたというふう聞き取ったわけであります。そこで改めて総務部長にお伺いをいたします。実際としてくわ入れもできもしない、住民の反対があるやもしれない案件に対して、どうして入札を行ったのか。また、入札を行わなければいけなかった理由についてお伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

久富総務部長。

○総務部長（久富和浩君）

入札の実行につきましては、通常工事業務等の発注に向けた施工伺いの起案におきましては、発注後の円滑な進捗を図るために発注後に調整が必要になる事案を除き、各種調査や関係機関との協議など、これらを済ませた上で作成を行うものでございます。

本件につきましても、他の案件と同様に地元の調整も含めまして協議等が完了しているものと判断をいたしまして、10月4日に開催されました建設工事等請負業者選考委員会におきまして一般競争入札案件として参加条件等についての審議を経て、工事内容を考慮した5か月の工事期間を設定し、発注手続を進め、契約に至ったものでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（黒田芳弘君）

11番 鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君）

道下議員からも質問等々があったわけでありますけれども、請負業者としては当然仕事ができるということで、仕事をスムーズに行うということで、発注をされた段階において、ここの中にもいろいろと書かれています。私はよう分からんでいかんけれども、多分道下議員が言われたのはこういう穴ぼこみたいな地べたの中に埋める口の字型のものだろうと思うわけであります。そういうものは発注をかけて、そして期日内、5か月の間に完成するということだろうと思うわけであります。それが途中で工事の変更等々、内容の変更等々となれば、万が一にも先にこの図面のとおり口

の字中に埋めるものを注文したところ、それが変更になってしまっただけでは無駄になるわけであり、よそでは使い物になりません。そうならば業者としては、金額は入札で決定されている、それに対してまた新たな工事費用として追加をするということになれば、また議会の承認も得なければいけない。当然これは国の大きな予算の中で仕込まれたことであります。

何ら問題がないから入札を行いましたという答弁でありますけれども、あえて言うなら何で問題のないものが工事もできなくて、今繰越しとして出されてきたのか。答弁と現実とがかけ離れているように思われますけれども、当然市の職員でもあり、また責任者でもある方たちは、この大きな工事においては入札の責任者として1年に100も200もある案件ではありません。多分10本にも満たない、Aランクと言われる建設業者が請け負う事業は10本にも満たないレベルであります、この本巢市においては。そういう大きな案件について、入札の責任を取る、入札をしたかいいのか悪いのか、どういう業者に発注したらいいのかを選定できる総務において、何ら問題もないというふうに判断をして入札をかけたという答弁であります。どこに問題がないのか。問題がないとするなら、当然繰越しをかける必要もないわけであり、改めてどこが問題でないのか、改めてお伺いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

時間が尽きましたので、ここで暫時休憩といたします。10時25分に再開しますのでよろしくお願ひします。

午前10時12分 休憩

午前10時28分 再開

○議長（黒田芳弘君）

再開いたします。

それでは、先ほどの質疑に対する答弁を原産業建設部長に求めます。

○産業建設部長（原 誠君）

先ほどの答弁に対しまして、説明をさせていただきましたとおり、市として行政としては責任はないと考えており、原因につきましては、地元自治会がそういったことで当初いいと思っておりましたが、途中でそういった反対があり、それでまた変更せざるを得なかったということで、責任につきましては私どもではなくて、ちょっと地元のそういった調整がうまくなかったということで、責任については、申し訳ないんですが地元のほうにあるというふうに考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（黒田芳弘君）

11番 鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君）

地元の調整ということ、私もこれだけのことを聞く以上は、それなりの調べもしてきました。先

ほども言ったように現地も見てきました。誰が反対しておるということは言いませんけれども、当事者と言われる人にとっては迷惑な話かもしれない。けれども、全体の市民にとってはありがたいことかもしれない。そういう中において、今回の案件、何をやっておるのかなとよく分からないと言うかもしれませんので、今回のこれに関連する予算は次の新年度予算の中にも1億数千万という形で出されています。計画のとおりであります。また、同じような工事が十四条の中でも行われず。当然議論をしなければいけない話であります。同じような事案になると、この予算というのは限られた年度内という条件つきであります。産業建設部長が一生懸命知恵を絞って災害という一つの名目に当てはまるような案件を見つけて、そして事業化したものであります。

この水路、道路が冠水する等々ということについて、議員各位の中にもハザードマップの問題で一般質問が何度かなされました。私の隣の堀部議員におかれましても、さきの一般質問の中でそのことを指摘し、地域のために何とかできないかというような一般質問をされております。そのときの一般質問の中において、答弁もしておるわけであります。そういう中において、議員からの提案であり、地域の方からの要望でありという形で産業建設部長も限られた予算の中で市民の要望に応えるためにはどうしたらいいかということで、いろいろな予算案を探してきて、そして緊急という名目のついた予算が国から7割近い補助金がいただけるということをつくった事業であります。これは非常に議員として、また道路が冠水するような場所を少しでもなくしたいという形で多くの議員たちが一般質問した内容を何とかクリアしようという思いの中でつくられた予算である。議員としては非常に感謝する次第であります。

また、道路の中においては、この工事においては予算決算委員会の中で資料として私が視察に行ったところの写真等々を見せますけれども、こういう狭い水路を何とか水路の機能を今以上に持たせて、そしてそこを伏せ越しをして、学童が安心・安全に通えるようにという形で歩道をつけるというような思いの中で、非常にありがたい地域の方たち、子どもさんにとっての安心・安全、市長さんが常平生言われる安心・安全、そして限られた資金の中のお金をいかに有効に使うかということにも当てはまる、非常にいい事業なんであります。

今の原部長の答弁の中において、当初は自治会からの要望によってつくったけれども、声を聞いて設計も行ったけれども、いざ落札をし、地元説明会を12月12日にやったら、オーケーですよと言われた地域から伏せ越しはしてもらっては困るという、最初の工事目的の中に安心・安全学童歩道というものが組み込まれている案件が飛んでしまうような案が出された。そのことによって設計の見直しをしなければいけない等々の答弁であります。どうか地域の方の、どうしてそんなことになったのか。たまたま副市長はこの地域の住民であります。当然そういう中においてのいろいろなことは見聞きしているだろうと思う。また、市の職員として、また副市長として、また入札の最高責任者としてこの工事が非常にありがたいなど、地域の人にとってありがたいなという思いの中で副市長も入札をしたかと思う。けれども、結果としてこういうことになったことについて、地域住民でもあり、また入札担当者でもあり、また副市長という立場もあるところから、副市長の見解をお伺いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

副市長。

○副市長（大野一彦君）

それでは、お答えをさせていただきます。

こういった工事、大きい工事から小さい工事からいろいろある中で、いずれにいたしましても工事というのは、先ほど来議員のおっしゃられますように、できて本当によかったな、ありがたかったなと住民の方に思っていただけの工事、これが本来我々がやらなければいけない工事のあるべき姿だというふうに思っております。

そういう中で、今回担当課においてもいろいろ知恵を出す中で、いろいろ財源の確保等々も含めて、よりいい結果を求めて進めていった中で、こういった地元との調整が結果的にできなかった部分、こういったものが今回出てきているんだろうなというふうに思っております。そういう中で、先ほど来手続においてはこういったものがしっかりと環境が整ったという前提で進めておったと。結果、先ほど来お話があるような問題が今回出てきたということでございます。今後の工事発注、また進捗、こういったものを今回のようなケースが再度というか、こういったことが起きないように、また今後工事発注、それからまた契約等々に生かしていけたらなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（黒田芳弘君）

鏝本規之君。

○11番（鏝本規之君）

この工事は、何遍も言うけれども大きな工事なんですね。どうしてこんなことになったかということがこれだけ質問をしても、地域の問題であるというふうに片づけられる問題でもないような気がする。ですので、これはとことん審議をしなければいけない。なぜかという、議員は予算を認めるのも議員の使命であるけれども、認めた予算が適正に使われているかということも監視するのも議員の大きな使命だと思っておるわけでありまして。私たちもこの予算は非常にいいということで、さきの3月議会か補正予算、あまり記憶にないでいかんけれども、予算は認めているわけでありまして。そして、それが適正に処理、きちんと工事が進められているかということも監視するのも市会議員の仕事だと思う。そういう中において、この短い間の答弁等々だけではとても真実すらなかなか見えてこない。間違ってもこのような案件が次に出ると非常に困ります。改めて議長におかれましては、この問題については審議を進めるようお願いをして、この件については一旦置くことにいたします。切りがない。

○議長（黒田芳弘君）

補正予算につきまして、ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第20号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

異議がありますので、起立により採決をいたします。

議案第20号について、委員会付託を省略することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

賛成多数です。御着席ください。したがって、議案第20号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君）

この繰越案件以外は全て私は反対する理由が見当たりません。けれどもこの繰越案件、仏生寺のこの案件についてのみ反対としたいと思います。

この案件は非常に本巣市の議員として、また本巣市にとっても大きな問題を踏まえています。付託することにおいては反対の議員が多うございましたけれども、全体の付託ではなく、この案件一つだけ慎重に審議するという形の附帯決議をつけていただければ私は賛成に回りたいと思っております。当然議員各位におかれましては、この問題をこれによしとすべきではないということは議員各位においても議員として使われる予算がどのように使われているのか、それを審議するためにも附帯決議をつけることをお願いしておきます。

また、議員各位におかれましては、この補正予算、私も含めてこの案件以外は全て私は賛成であります。けれども、この一つの案件だけについては附帯決議をつけていただくことを切にお願いをし、私の反対の討論とするわけであります。

当然賛成の討論があるかと期待するわけであります。この案件について附帯決議をつけることすら必要ないと言われる賛成討論があることを期待して反対討論といたします。賛成の方におかれましては、どうか賛成の意思を賛成討論の中に組み入れていただくことを切に切にお願いをし、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

ただいま反対の発言がございました。

なお、今、反対討論の中にありました附帯決議につきましては、議員が提案するものでございますのでよろしくお願ひしたいと思いますが、賛成の討論はございませんか。

〔挙手する者あり〕

16番 大西徳三郎君。

○16番（大西徳三郎君）

今ずうっと質疑等を聞いておりました、大変難しいし重要なことかなと思っておりますし、今の反対討論においてもそのように聞かせていただきました。

このようなことがいつもあるわけではありませんけど、やっぱり地域住民の皆さんの要望等いろんなことがあって、いろんな市の、特にこの土木関係のことについては入札して行っていくわけがありますけど、一番の問題は地元自治会との協議、自治会がうまくいって自治会長を中心に要望が出て、それに市は応じてやっていくわけですけど、その点今回いい反省材料として、地元と市の協議をしっかりと調べて、それからやっていくという、今回本当にいい例が出たからと思っています。そんなことで執行部の皆さん方にはそういうことを踏まえて十分慎重に、また地元の皆さんと十分話を整えてからやっていただきたいと思います。

また、今回繰越明許でありますので、これをまた繰り越すことは当然できませんし、国からの補助もあるということで、この4年度内には必ずこれも終えて、それからまた新規に出しておりますので工事は続いていくわけですけど、そういうことを十分踏まえてしっかりとした体制でやっていただきたいし、やってくれると思っています。

そんなことで、今反対をされましたけど、市を思って、市の住民、特に仏生寺地域の皆さんのことも十分踏まえて反対というか心配して、またその地域をいい地域にしてもらいたい、そういうことの思いが強いということで質疑とか討論されたと思います。そんな思いは我々も同じですけど、私としては賛成をして、そのことを全うしていただきたい、そんなことで賛成をさせていただきます。以上です。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 飯尾龍也君。

○3番（飯尾龍也君）

私も今お話を聞いていまして、やっぱり行政の手續として言った言わないを住民のほうから全然確認してないというのは、とても手續上問題だと思っているんです。やっぱり要望書が出ているなら、要望書が出る前段として、住民自治会の住民のほうでちゃんと説明があった。その上での要望書であることを確認するのが重要であって、やっぱり手續上そのものがあっても、自治会長さんの話は全然地元の話が通ってなかったというところが問題だと思うので、やっぱり行政としてはしっかり住民自治が把握されているかということを確認するためにも、そういう書類、段取りをしっかりと積んだ上での要望書かと再度確認する必要があると思っています。その上で鏝本議員がおっしゃったように、せっかく上がってきた案件をまた繰越しという形になっちゃうと思うんで、今後行政としてこういう案件があった場合、ちゃんと地元で説明があったのか、それを確認し、また住民にも説明した上での要望書なのかということを確認した上での要望で受け取り、それに対しての予算づけというのをされていくことが一番重要かと思っています。その上で、僕としては賛成という形……。

〔「賛成ですか」と呼ぶ者あり〕

附帯決議は、あくまで委員会……。

〔発言する者あり〕

鏑本議員の附帯決議には賛成しかねる形でよろしく申し上げます。以上。

○議長（黒田芳弘君）

よう分からんな。

今はこの補正予算に対して反対討論が出た。大西議員が賛成討論をやった。その上での討論なんです。内容はいいですけども、賛成の討論なのか反対の討論なのかを明確にしてください。確認だけ。

○3番（飯尾龍也君）

賛成。

○議長（黒田芳弘君）

賛成の討論やね。

〔挙手する者あり〕

9番 河村志信君。

○9番（河村志信君）

私も鏑本議員の同様のこの部分ですね。今回の入札の件の部分についてのみ補正については反対かなと、反対です。

それで、なぜそう思うかという、やはり今回の件を鑑みますと、当然行政はプロだと。それから、入札された業者もプロだと。その中で自治会であったり自治会長さんというのは、ある意味アマチュアだと。そこへどこまでの責任が問えるかというのが、多分今後も悪い事例になるんじゃないかと。せっかく自治会としてまとまってオーケーだという、いろんなもの今後の事業に対して、後で一部の方の反対が出たから執行できないというのは非常に悪い事例に今回なるんじゃないかという不安がございます。

確かに自治会長に過度な責任を取っていただくのは難しい面がございますが、いま一度行政として今後どういう対応をしていくか。同じことを繰り返さないようなことを議論する必要があるという思いで附帯決議に……。

○議長（黒田芳弘君）

ちょっと待ってください。今附帯決議の討論をやっておるんではありません。この議案に対する賛成か反対かの討論をやっておるわけでございますので……。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

はい。

○11番（鏑本規之君）

私がお願いしたのは、私自身も含めて、この補正予算については何ら異議申立てをするような案件はありません。ただし、この繰越案件のただ1点のみ慎重に審議するということの附帯決議を

つけていただきたいという思いで反対をしたわけであります。

今の飯尾議員にしても、また河村議員にしても、やはり附帯決議ということについて、また慎重に審議すべきであるということの一つの形にして賛成をするというような意見だったと思っておりますので、私としては非常にありがたい意見だなというふうに思っております。しゃくし定規だけの話で賛成・反対というようなことになってはいけないという思いをしております。だから、私の反対討論においても、何遍も言いますけれども、この案件についてのみ反対であるという反対討論でありますので誤解のないように。

○議長（黒田芳弘君）

議会のルールをもう少し考えていただきたいと思いますが、先ほど申し上げましたが、附帯決議というのは、決議というものはあくまでも議員が発案するものでありまして、私がとやかく言うもんではございませんので、その点は御理解を願います。

今はこの議案第20号に対しましての討論をしておりますので、そこら辺も議事進行上よく理解をしていただきたいというふうに思います。

要は反対ということでありますので、賛成の討論はありませんか。

〔「反対なの」と呼ぶ者あり〕

だから、それをつけな反対ということで、反対討論なんやろう。

〔挙手する者あり〕

14番 道下和茂君。

○14番（道下和茂君）

反対討論ございましたので、賛成討論を行います。

先ほど来からいろいろ担当部署、また大野副市長がいろいろ御答弁をしております。最終的には副市長も原部長においても自治会とよく協議した上で、今後はこういうことのないようにやっていきたいという趣旨で御答弁をされております。

また、この繰越明許だけじゃなくして、この本補正予算では社会資本整備総合交付金で市民の利便性を図るために市道改良や障がい者福祉としての就労系サービス利用者の増加に伴う介護・訓練等給付費、弱者支援の予算も含まれております。よって、トータルに考えまして、これは賛成すべきと考えますので賛成討論といたします。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。御着席ください。したがって、議案第20号 令和3年度本巢市一般会計補正予算

(第14号)については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第12 議案第21号 (質疑・討論・採決)

○議長 (黒田芳弘君)

日程第12、議案第21号 令和3年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算 (第4号) についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第21号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第21号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第21号 令和3年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算 (第4号) については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第13 議案第22号 (質疑・討論・採決)

○議長 (黒田芳弘君)

日程第13、議案第22号 令和3年度本巢市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第22号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第22号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第22号 令和3年度本巢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第14 議案第23号（質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第14、議案第23号 令和3年度本巢市企業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第23号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第23号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第23号 令和3年度本巢市企業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第15 議案第24号（質疑・委員会付託）

○議長（黒田芳弘君）

日程第15、議案第24号 令和4年度本巢市一般会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君）

くどいようで申し訳ありませんが、また当然これは予算決算委員会の中でも審議をする予定であります。とことんやるつもりでありますけれども、あえてお聞きをいたします。

先ほどと同じように、今回の予算の中に産業建設の中で予算が組み込まれておるわけでありまして。金額としては約1億1,000万ぐらいあったと思うんですが、説明資料の70ページの中に今回私がいろいろとお聞きした案件に関連する予算が仏生寺と、そして十四条の中で出ております。当初の説明と同じような目的と云々でここに書かれているわけでありまして。3年度の予算のときにも同じようなことが書かれていて、結果として繰越しになったわけでありまして。

今回同じ地域において、また十四条においても同じような目的の工事の予算が出されています。当然予算が出されているということにおいては、設計、またいつでも入札のできるような、こんな分厚い設計資料だとか内容が出されていて、ごく近いうちにはまた入札が行われるわけでありまして。間違っても今の繰越案件と同じようなことになる可能性があるとするなら、いかなものかなという思いをするわけでありまして。

そこでお尋ねをするわけでありまして。同じようにこのような分厚い設計書に基づいて予算が決められ、今回提案されたと思います。また繰越しになるようなことはない、また地域からの声は十分に反映されて予算書が出され、そして設計がなされているのかお伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質疑についての答弁を原産業建設部長に求めます。

○産業建設部長（原 誠君）

今予算につきましては、予算締切りがございましたので、その予算締切りにつきましては地元自治会の反対等があったということでもありますので、その前段階の前設計に基づいた予算要求となっております。今回も二度とこういったことがないように、当然そういった沿線地権者の同意なり、また詳細の変更に伴う詳細設計がまだ行われておりませんので、新年度予算でそういったものを対応していきたいと考えておりますので、そういったことも踏まえて、今後はこういった事業の工事発注前にはそういったことが全てクリアできるようにしてから発注をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（黒田芳弘君）

11番 鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君）

今の説明の中においては、まだ明細な設計がなされていない。また、地元においては反対の意見もあるということであり、反対をされるような案件について、予算組みをするということについては、議会として到底容認するわけにはいかないわけであり、予算というのは出されたものは年度内にきちんとルールに基づいて行われるというのが大前提であり、反対されるから分からないから分からないような案件ですよというような答弁がなされたものに対して、審議すること自体もできないのではないかという思いをしておるわけであり、

この案件については、何遍も言うように5年という年月の中でつくられる大事な案件であり、内容においては藤原市長が所信表明等と、また選挙の折にも言うておられる安心・安全ということを常に言っている、その事案に適合する予算であります。その予算を出されていくことにおいては、議員としては大いに結構だと賛成したいわけであり、今の説明の中においては地域住民から反対の声もあるというような案件については、予算に組み入れることなく、まだほかにも同じような案件がたくさんあります。堀部議員の一般質問の中にもありますように、糸貫地域だけでも3か所はあります。堀部議員は、私が承知している中でも糸貫地域には3か所あると言っておられます。当然真正地域にもあるだろうと思っております。私の先輩である若原議員が何遍でもそのことも一般質問をしております。そういうところに対して組み替えるべきである、そうすべきと思うわけであり、地域が反対する案件については、地域が賛成してくれる、そういうところを優先的に予算化するの正しい予算の使い方じゃないかというふうに思っております。提案は市長さんがしておられますので、市長さんの思いをお伺いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質疑についての答弁を藤原市長に求めます。

○市長（藤原 勉君）

御指名でいただきましたので、御答弁をさせていただきますけれども、今回一般会計予算で提案させていただいておりますのは、市民の生活の向上、そして生活基盤の整備ということをしかりとやっていこうということで予算を全ての分野において予算計上させていただいております。

その中で、執行に当たってそれぞれまた課題も出てきようかと思っております。現時点で予算計上している段階で問題はない、皆さん方に喜んでいただけるという予算になっているというふうに思っておりますけれども、執行の段階になりまして不測の事態、またいろいろと状況の変化というようなこともあろうかと思っておりますので、全ての予算が順風満帆に執行できるというふうには考えておりません。

先ほど来、繰越しのお話もありましたように、当初はそんなつもりで予算計上したわけではございませんけれども、当然喜んでいただけるようしかり年度内にできるということを前提に計上しても、先ほど申し上げたような事例が起きてくるというのも現実の問題でございますので、そういったときにはその都度その都度しかり適正に対処しながら、最終的には住民サービスの向上、市民

生活の向上、また皆さん方に喜んでいただける、そんな予算の執行をしていきたいなというふうに思っていますので、今後ともそういうことのないように、やっぱり何でやったんだと後でいろいろと誤解を受けるような、そしてまた市民の皆さん方から反対を受けるような、そんな事業の執行にならないように今後とも気をつけていきたいなと思っております。

今回も当初予算の状況で、先ほど産建部長がお話し申し上げていますように、予算編成した時点では特に大きな問題もなく、そしてまた市民さん方にも喜んでいただける、そういった工事箇所だというふうに私も認識しておりますので、またぜひそういったことで今後も市民の皆さんに喜んでいただける、そして不測の事態にならないような事業執行に今後とも努めていきたいというふうに思っています。この予算もそういった趣旨で計上しておりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第24号については、予算決算委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第24号は予算決算委員会に付託することに決定しました。

日程第16 議案第25号（質疑・委員会付託）

○議長（黒田芳弘君）

日程第16、議案第25号 令和4年度本巢市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第25号については、予算決算委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第25号は予算決算委員会に付託することに決定いたしました。

日程第17 議案第26号（質疑・委員会付託）

○議長（黒田芳弘君）

日程第17、議案第26号 令和4年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第26号については、予算決算委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第26号は予算決算委員会に付託することに決定いたしました。

日程第18 議案第27号（質疑・委員会付託）

○議長（黒田芳弘君）

日程第18、議案第27号 令和4年度本巢市企業用地造成事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第27号については、予算決算委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第27号は予算決算委員会に付託することに決定いたしました。

日程第19 議案第28号（質疑・委員会付託）

○議長（黒田芳弘君）

日程第19、議案第28号 令和4年度本巢市農業集落排水事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号については、予算決算委員会に付託し

たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第28号は予算決算委員会に付託することに決定いたしました。

日程第20 議案第29号（質疑・委員会付託）

○議長（黒田芳弘君）

日程第20、議案第29号 令和4年度本巣市水道事業会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第29号については、予算決算委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第29号は予算決算委員会に付託することに決定いたしました。

日程第21 議案第30号（質疑・委員会付託）

○議長（黒田芳弘君）

日程第21、議案第30号 令和4年度本巣市下水道事業会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号については、予算決算委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第30号は予算決算委員会に付託することに決定いたしました。

散会の宣告

○議長（黒田芳弘君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

3月9日水曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時14分 散会